

議案第4号

大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について

大口町地域交通推進会議設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、組織機構の見直しにより事務の所管課を変更することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町地域交通推進会議設置条例の一部を改正する条例

大口町地域交通推進会議設置条例（平成17大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地域協働部地域振興課」を「地域協働部町民安全課」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(庶務)</p> <p>第8条 推進会議の庶務は、<u>地域協働部町民安</u><br/><u>全課</u>において処理する。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第8条 推進会議の庶務は、<u>地域協働部地域振</u><br/><u>興課</u>において処理する。</p> |